愛知県　国家戦略特別区域　区域計画

１　国家戦略特別区域の名称

「愛知県　国家戦略特別区域」

２　法第２条第２項に規定する特定事業の名称及び内容

（１）名称：農地等効率的利用促進事業

内容：農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

（国家戦略特別区域法第 19 条に規定する農地等効率的利用促進事業）

常滑市と常滑市農業委員会との同意に基づき、常滑市内全域の農地について、農地法第３条第１項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、常滑市長が行う。【直ちに実施】

（２）名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

（平成 28 年４月１日から規制の特例措置が全国展開）

以下に掲げる法人が、農地法等の特例を活用した特例農業法人となって、常滑市内において農畜産物の生産・加工・販売を行う。

①　株式会社ブルーチップファーム（愛知県常滑市）［営農作物：果物等］
【直ちに移行】

②　株式会社デイリーファーム（愛知県常滑市）［営農作物等：採卵鶏、野菜］
【直ちに移行】

（３）名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

（令和２年３月 31 日から規制の特例措置が全国展開）

以下に掲げる法人が、自社や設置場所の存する市町村内において製造された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

①　株式会社ブルーチップファーム（愛知県常滑市）
設置場所：愛知県常滑市内【平成 27 年度より実施】

②　株式会社デイリーファーム（愛知県常滑市）
設置場所：愛知県常滑市内【平成 28 年度より実施】

③　郊外田園クラブ株式会社（愛知県日進市）
設置場所：愛知県日進市内【平成 30 年度より実施】

（４）名称：農業への信用保証制度の適用　関連事業

内容：農業への信用保証制度の適用

（平成 30 年７月１日から規制の特例措置が全国展開）

愛知県が、新たな制度融資を創設し、商工業とともに農業を営む中小企業者等が、愛知県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようにする。【直ちに実施】

（５）名称：保険外併用療養に関する特例　関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって日本においては未承認のもの又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

① 名古屋大学医学部附属病院（名古屋市昭和区）【平成 27 年度より実施】
（例） 13-cis レチノイン酸、GD2 抗体のハイリスク神経芽腫への適用など

② 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター（名古屋市中区）
【平成 27 年度より実施】
（例） がんや血液疾患における分子標的治療や細胞療法など

③ 名古屋市立大学病院（名古屋市瑞穂区）【平成 28 年度より実施】
（例） ロボット支援腹腔鏡下腎盂形成術など

（６）名称：公立国際教育学校等管理事業

内容：公立学校運営の民間開放に係る学校教育法等の特例

（国家戦略特別区域法第 12 条の３に規定する公立国際教育学校等管理事業）

民間が主体となった学校運営により、生産現場のニーズに対応した人材を育成するため、県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理を民間事業者に委託する。【平成 29 年４月より開始】

（７）名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：ＮＰＯ法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

（令和３年６月９日から規制の特例措置が全国展開）

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手で

もある特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の設立を促進するため、愛知県及び名古屋市が所轄庁として実施するＮＰＯ法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、１月から２週間に短縮する。【平成 28 年１月より実施】

（８）名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる事業者等が実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

① キャリオ技研株式会社（名古屋市中村区）【平成 28 年７月より実施】

② 株式会社プロドローン(名古屋市中区)【平成 28 年７月より実施】

③ 一般社団法人飛行体空間協議会(岐阜県郡上市) 【平成 28 年 10 月より実施】

（９）名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の６に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

愛知県が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【平成 29 年４月より実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大１年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、愛知県が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【令和４年度中に実施】

（10）名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の地域団体が、それぞれの公道を活用し、各施設等を設置することにより、来街者の利便性向上や良好な景観の形成を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第１号の施設等とする。（事業実施の際は、道路植樹帯の維持管理や清掃活動、放置自転車の整理などの措置を併せて講ずる。）

① 名古屋駅地区街づくり協議会

・市道広井町線、市道広井町駅前線、市道広井町第３号線、県道名古屋津島線、市道泥江町線、市道錦通、市道駅西第１号線（別紙１）

【平成 29 年４月より設置】

（11）名称：国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

内容：外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の５に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業）

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、愛知県全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成 30 年４月を目途に実施】

（12）名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の４に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業）

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、愛知県全域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成 30 年６月を目途に実施】

（13）名称：国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業

内容：テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

（国家戦略特別区域法第20条の５に規定する国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業）

国家戦略特別区域法第20条の５第１項に規定する登録を受けた薬局開設者が、次に掲げる区域（同法第20条の５第２項に規定する特定区域）において、薬剤師に遠隔診療で交付された処方箋に基づき、テレビ電話装置等を用いて、薬剤遠隔指導等を行わせる事業であって、同条第１項第１号から第３号までに掲げる要件のいずれにも該当する事業（処方箋薬剤遠隔指導事業）を行う。

① 西尾市一色町佐久島、新城市、知多郡南知多町日間賀島、知多郡南知多町篠島、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村

【平成30年度中に実施】

（14）名称：国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業

内容：道路運送法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の２に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業）

一般社団法人日間賀島観光協会が、愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字西浜地先を起点及び終点とし、同町大字日間賀島字小戸地地先を主たる経過地とする循環路線において、外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難な運送である自家用有償観光旅客等運送を行う。【平成 31 年７月を目途に実施】

（15）名称：保安林の指定の解除手続期間の短縮　関連事業

内容：保安林の指定の解除手続期間の短縮

（令和３年 12 月 27 日から規制の特例措置が全国展開）

愛知県企業庁が行う以下の事業について、保安林の指定の解除に必要な代替施設等が確実に講じられること等を確認した場合は、速やかに保安林の指定の解除の「確定告示」を行う。

① 実施区域：愛知県西尾市吉良町及び善明町地内

事業内容：次世代自動車産業の振興と更なる産業集積を図るため、企業用用地を造成する。

【令和５年度を目途に実施】

② 実施区域：愛知県豊田市下山田代町及び蕪木町地内
事業内容：モノづくりの技術革新を支える自動車産業の研究開発機能の集積を図るため、企業用用地を造成する。
【令和２年度を目途に実施】

(16) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業
内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例
（令和３年９月 27 日から規制の特例措置が全国展開）
以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進する。

① 愛知県全域【直ちに実施】

(17) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業
内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例
（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）
愛知県が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和４年度中に実施】

（対象）
① 愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けている企業
② 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けている企業
③ 新あいち創造研究開発補助金の交付を受けている企業
④ アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区において以下の特定国際戦略事業を実施する企業（愛知県内に事業所を有する企業に限る。）
ア）ボーイング７８７等量産事業
イ）関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業
ウ）Ｍｉｔｓｕｂｉｓｈｉ ＳｐａｃｅＪｅｔプロジェクト事業
エ）ボーイング７７７Ｘ開発・量産事業
オ）宇宙機器開発・供給事業

3　区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、農業、医療、教育等の総合的な規制改革の実現が図られ、愛知県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4　その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（1）事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、新規開業直後の企業やグローバル企業の設立等を促進するため、事業実施者の早期選定を行い、名古屋市内において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 28 年４月より実施】

ⅰ）設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ⅱ）設置場所：愛知県産業労働センター

ⅲ）実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

ⅳ）事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
・弁護士等による個別訪問指導
・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
・セミナーの開催等

（2）事項：自動走行の公道実証実験を促進するための「自動走行実証ワンストップセンター」の設置

内容：自動走行の公道実証実験（以下「公道実証」という。）を促進することにより、完全自動走行の早期実現を図るため、公道実証を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「自動走行実証ワンストップセンター」（以下「自動走行センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 29 年９月中に設置】

ⅰ）設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び愛知県

ⅱ）設置場所：愛知県庁（愛知県名古屋市中区三の丸３－１－２）

ⅲ）実施体制：施設長、事務責任者を配置する。

ⅳ）事業内容：自動走行センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

・公道実証に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関への確認を含む)、関係機関との調整
・公道実証を実施しようとする者と実証エリアの提供者（市町村）とのマッチング
・公道実証の実施に係る警察、道路管理者、地方運輸局への事前連絡（実施主体から提出のあった届出書の写しの提出)
・公道実証の実施に係る地域への周知等
・自動走行センターの取組の広報
・公道実証に必要な手続の改革提案の受付　等

（３）事項：外国人を含めた開業を促進するための「愛知県行政支援窓口」の設置
内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「愛知県行政支援窓口」（以下「支援窓口」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和２年度中に設置予定】

ⅰ）設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び愛知県

ⅱ）設置場所：愛知県が整備する「PRE-STATION Ai」内

ⅲ）実施体制：統括マネージャー、愛知県職員を配置する。
・統括マネージャーは、組織運営に長けた者を１名以上配置し、本事業が「区域方針」及び「愛知県国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び愛知県と行う。また統括マネージャーは、その運営に関する責任を負う。
・愛知県職員は、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

ⅳ）事業内容：支援窓口が実施する主な事業は、以下のとおり。
なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。
・統括マネージャーによる申請書等の作成支援
・愛知県職員から各省庁の管轄する窓口への連絡調整
・セミナーの開催による支援窓口の取組の広報 等

ⅴ）　その他：支援窓口には統括マネージャーが常駐し、相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日～１月３日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前９時から午後６時までとする。
愛知県内の各創業支援施設や、国家戦略特区の取組である「愛知県雇用労働相談センター」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

（４）事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「愛知県人材流動化支援窓口」（以下「支援窓口」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和２年度中に設置予定】

ⅰ）設置主体：国及び愛知県

ⅱ）設置場所：愛知県内

ⅲ）実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と愛知県が連携して実施する。

ⅳ）事業内容：支援窓口が実施する主な事業は、以下のとおり。

・創業者と民間企業等の専門的スキルを有する人材の交流及びマッチング

・制度や創業者、人材交流のイベント等についての情報提供

５　法第 10 条第１項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

（１）名称：民間事業者による公社管理道路運営事業

内容：公社管理道路運営事業の特例

（構造改革特別区域法第 28 条の３に規定する民間事業者による公社管理道路運営事業）

愛知県道路公社が管理する有料道路８路線※について、公社管理道路運営権を設定し、利用料金を自らの収入として収受させる等、民間事業者による公社管理道路運営事業を実施する。【平成 28 年度より実施】

※　知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路、衣浦トンネル、猿投グリーンロード、衣浦豊田道路、名古屋瀬戸道路

ⅰ）実施主体：区域計画の認定後、愛知県道路公社から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（ＰＦＩ法）に基づく公共施設等運営権を付与された民間事業者

ⅱ）開始の日：国家戦略特別区域計画の認定を受けた日

ⅲ）区域の範囲：名古屋市、半田市、碧南市、豊田市、常滑市、東海市、大府市、知立市、日進市、長久手市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町の区域（※上記の有料道路８路線が所在する市町の区域）

別紙１　国家戦略道路占用事業の適用区域
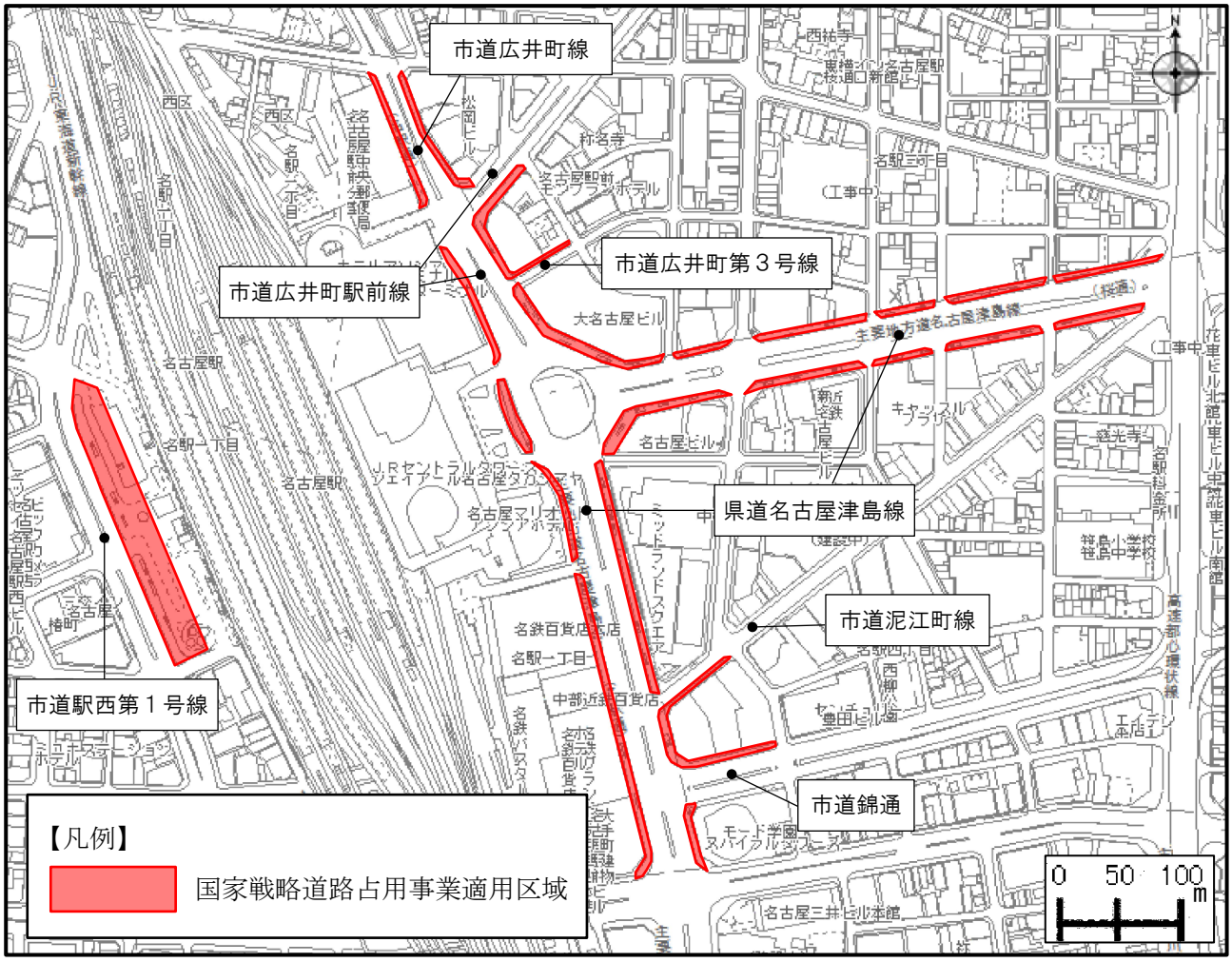
市道広井町線、市道広井町駅前線、市道広井町第３号線、県道名古屋津島線、市道泥江町線、市道錦通、市道駅西第１号線